

「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

新潟大学大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価(教養教育(平成 12 年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)

分野別教育評価(法学系,教育学系,工学系)

分野別研究評価(法学系,教育学系,工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 6 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成及び機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名
新潟大学
- (2) 研究科名
大学院法学研究科
- (3) 所在地
新潟市五十嵐2の町 8050 番地
- (4) 専攻構成
法学専攻
社会形成論講座
市民社会法講座
現代社会法講座
法政コミュニケーション専攻
政策科学講座
論証文化論講座
- (5) 学生数及び教員数(平成14年度5月1日現在)

学生数

	入学定員	収容定員	1年	2年	合計
法学専攻	12	24	15	26	41
法政コミュニケーション専攻	6	12	7	14	21
計	18	36	22	40	62

教員数

	教授	助教授	講師	助手	合計
法学科	19	10		2	31
法政コミュニケーション学科	14	8	1	3	26
計	33	18	1	5	57

2. 特徴

本研究科は、基礎研究を中心とした学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門能力を有する人材を養成するという役割を担うものとして昭和50年に設置された。その後、現代社会の国際化、情報化、多様化に応じて、教育研究の一層の総合化・学際化・高度化を図りながら、法学・政治学における国際的視野と協調性を具え、法律実務及び政策立案・企画調整に当たっての高度な専門的知識・能力を有する人材(企業法務担当者、国内外の公務員、法律家・準法律家)の養成を教育の基本目的とし、平成11年に法政コミュニケーション専攻を新設し、法学専攻と法政コミュニケーション専攻の2専攻体制となっている。

本研究科の第一の特徴は、2専攻体制をとっていることである。法学専攻は、国際的な視野の中で、法解釈能力を具え、人権感覚に溢れ、公正かつ公平な判断のできる人材の養成を行うことを目的とし、法政コミュニケーション専攻は、高度化・複雑化した社会的紛争の法廷外における解決及び紛争予防を担うことのできる説得力・交渉能力・政策立案能力を有する人材を養成することを目的としている。

第二の特徴は、国際化する社会の変化に対応して、世界各国の著名大学(中国・北京大学、連合王国・ブリストル大学、ドイツ・ミュンスター大学他)との学術交流・学生交流を積極的に進めていることである。とりわけ教育面では、留学に加えて、外国人専任教員が外国語で直接専門基礎教育を行っており、これを1つの教育パッケージとして、外国語で議論・交渉する能力を養っていることである。さらに、平成14年度からは、外国語によるコース(英語による修士コース)を設置している。

第三の特徴は、法学が実学であることを踏まえ、実務や実社会と連携して研究・教育を進めていることである。とりわけ、教育・研究の場を講義・演習に限定せず、学内外の研究者・実務家・一般市民が参加した研究会や本学教員と弁護士との連携講座といった実践的教育の場を設けていることである。

第四の特徴は、社会の多様なニーズに対応し、国内外に広く門戸を開放し、一般学生のほか、社会人や留学生など経歴・進路・動機の異なる、多様な学生を受け入れていることである。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

新潟大学大学院法学研究科は、昭和50年4月、主に基礎研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門能力を有する人材を養成する組織として設置された。

現在、新潟大学の基本理念は、「地域拠点大学及び学際的基幹大学として、人間を中心に据えた教育と研究を通して、自然との調和に基づく人類の福祉と文化の向上に努め、地域社会と世界の未来に貢献する」ことである。この理念に基づき、1. 広い視野と深い教養を備え、豊かな人間性と高い倫理感を有する人材、2. ゆるぎない基礎学力と高度の専門知識を修得し、創造性と応用力に富んだ人材、3. 課題探求能力と総合的な判断力を身につけた人材、4. 自律し、かつ連帯する精神に富む個性的な人材、5. 社会性と国際性を有し、広く世界で活躍できる人材、を育成することが新潟大学の教育目的である。

本研究科は、新潟大学の理念・目的を法学教育・研究の面で実現し、設置後の社会的変化に対応するため、次のように基本的な教育・研究目的を定めている。

現代社会の国際化、情報化、地域化（地方分権に伴う地方の主体的意思決定機会の増大）、法化（自由と公正を核とする法秩序が国民の日常生活に機能している状態）に対応して、教育・研究の一層の総合化・学際化・高度化を図りながら、法学・政治学における国際的視野と協調性を具え、法律実務及び政策立案・企画調整に当たっての高度な専門的知識・能力を有する実務家の養成に重点を置く。

そのために次のような目的を設定している。

- (1) 国際化、情報化、地域化、法化する社会の多様なニーズに対応し、法学部から直接進学してくる一般学生のほか、国内外に広く門戸を開放して、社会人や留学生、他学部出身者など経歴・動機・進路の異なる、多様な学生を受け入れる。
- (2) 法化に対応した法学・政治学の専門教育を実施するとともに、国際化、情報化、地域化に対応した学際的な教育を行う。また、学生の多様な経歴・動機・進路に応じた教育方法を採用する。
- (3) 地域の教育拠点として、法律実務及び政策立案・企画調整に必要とされる高度な専門的知識・能力を有して、国際化、情報化、地域化、法化する社会で活躍する企業法務担当者、国内外の公務員、準法律家、法律家等の養成に重点を置く。

法学専攻は、人権感覚に溢れた公正かつ公平な立場を堅持しながら、主に裁判を通じて事後的に紛争を処理するための高度な専門的知識・能力を有する人材の養成を行う。

法政コミュニケーション専攻は、高度化・複雑化した社会的紛争の法廷外における解決及び紛争予防を担うことのできる説得能力・交渉能力・政策立案能力を有する人材を養成する。

(4) 経歴、動機、進路の異なる多様な学生が、それぞれの事情に合わせて効率的に研究を進められるように支援体制を整える。

2. 教育目標

(1) 国際社会、情報化社会、地域社会、法化社会の発展に寄与する意欲を持ち、一定の専門基礎的知識・能力のある者を国内外から受け入れる。そのために多様な入試制度を実施するとともに、アドミッション・ポリシーを広く公開する。

(2) 国際社会、情報化社会、地域社会、法化社会の発展に寄与する高度な専門的知識・能力を習得させるための教育カリキュラムを編成する。特に外国人専任教員による講義に加え、交流協定締結校から外国人非常勤講師を招いて集中講義を開設し、地域の法律実務家・自治体職員などと連携して講義・研究会を開くなど、国際化・法化に適合的な教育を実施し、地域社会との連携を深める。

多様な学生に対し、国際社会、情報化社会、地域社会、法化社会の発展に寄与する高度な専門的知識・能力を習得させるための教育方法を実施する。

このためすべての学生に対して複数指導教員制による教育・研究指導体制を採用する。

このほか社会人に対する授業時間の弾力化や、留学生向けの授業の開設など、教育・研究指導の面で一層の工夫を施す。

(3) 専攻ごとに特色ある教育科目を開設するとともに、学生全員について、高度な専門的知識・能力に不可欠な論文作成・口頭発表技能を涵養し、幅広い知識の習得を可能とする環境を整備する。

(4) 経歴・動機・進路の異なる多様な学生に対する教育機会の保証、研究テーマの決定、論文の作成、学習・研究環境等の面で、学生に対して必要な支援を与える。

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものとして示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

専攻の編成については、主に裁判を通じて事後的に紛争を処理するための高度専門職業人の養成を行う法学専攻（3分野）と、社会的紛争の法廷外における解決及び紛争処理予防を担うことのできる能力を有する人材を養成する法政コミュニケーション専攻（以下、法コミ専攻）（2分野）とで編成されている。特に、法コミ専攻の設置は特色あるもので、現代社会の国際化、情報化、地域化、法化に対応できる高度な専門的知識・能力を有する実務家の養成に重点を置く当研究科の教育目的及び目標の実現のため必要な専攻の整備がなされていると判断できる。ただし、法コミ専攻は志願者が少なく、今後、その専攻の性格をより分かりやすく知らせる努力が期待される。

教育課程を編成・改善するための組織は、学務委員会で授業編成や授業計画の問題提起が行われ、将来構想委員会により授業計画の検討がなされる体制となっており、必要な体制が整備され、機能している。

また、関連性の強い教科を担当する教官によるFD（ファカルティ・ディベロップメント）チームにより、授業内容の調整等の体制が整備されている。

教員の構成においては、外国人教員及び実務経験者が配置され、国際化に対応する人材の育成、あるいは高度専門職業人の育成などの教育の目的及び目標を達成するために必要な体制が整備されており、優れた点である。また、教員のジェンダーバランスにも配慮がなされていることは、評価できる。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教育目的及び目標の趣旨についての学内外への周知及び公表については、おもにホームページへの掲載を通じて行われている。内部の大学院生がホームページにアクセスするための配慮は、大学院生研究室のLAN接続端子の敷設などがなされている。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の策定については、学務委員会と入試総括（学部・研究科に置かれた入試責任者）により策定された学生受入方針の原案が、研究科委員会で審議決定され、その結果、多様な入試が実施されており、このことから学生受入方針は明確に策定されていると評価できる。

また、学生受入方針の周知・公表については、ホームページ及び学生募集要項の掲載により行われているが、過去の入学試験問題については、情報入手の方法が制限されており、検討の余地がある。

国際化への対応という観点から、平成14年10月、新たに「外国語による特別コース」が開講され、留学生の受入を推進する一層の配慮がなされており、また、地域社会の要求への対応という観点から、社会人特別選抜制度を設け、社会人の受入れを進め、とりわけ、高度専門職業人の育成という目的のもとで自治体からの派遣学生など特別な受入れがなされており、学生受入方針を適切に反映した入試が実施されていることは、評価できる。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

専攻の編成において、法コミ専攻の設置は特色のある取組である。ただし、法コミ専攻は志願者が少なく、今後、その専攻の性格をより分かりやすく知らせる努力が期待される。

国際化への対応、高度専門職業人育成などの教育目的を達成するため、外国人、実務経験者の教員採用が積極的になされている点は、優れている。

地域社会の要求に応えるため、社会人特別選抜制度を採用し、高度専門職業人育成に配慮している点は、特色ある取組である。

過去の入学試験問題については、情報入手の方法が制限されており、検討の余地がある。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成については、多様な授業科目を専攻により区分し、また、導入教育科目と専門教育科目とを区分していること、他方、教育課程の体系性は個々の大学院生に委ねられていることがうかがえるが、コース制が採用されていないため、高度専門職業人を目指す者のための特別な授業科目群を編成するというようなことはできない仕組みである。

もっとも、同一授業科目につき、必要に応じて、研究者志望の者と高度専門職業人教育を受ける者とは対応する2種類の内容の授業を行っており、この点は、教育目的及び目標を達成する観点から、評価できる。

多様な入学生に対応するカリキュラムの整備に関し、留学生に対しては、外国語による修士コースを設定し、社会人に対しては、キャリア・アップ向けの授業を履修しやすい平日の夜間開講をするなどの配慮がなされている点は、高く評価できる。

論文指導のためのカリキュラムとして、社会人大学院生や留学生など、大学院生が多様化してきたことにも対応する、「研究技法Ⅰ」、「研究技法Ⅱ」が開講され、論文作法の指導がなされ、論文作成と発表の基礎技能の修得をさせていることは、優れた点である。

【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

大学院生の研究に対する意欲を高めるような配慮として、修士論文の中間報告の意味を持つ「研究技法Ⅰ」の受講、各種研究会への参加があり、また、平成14年度か

ら、大学院生論集を発行することとして、研究論文公開の機会を提供することとするなど、研究科全体としての取組がなされている点は、評価できる。

研究指導教員の体制として、主指導教員1名、副指導教員2名の複数指導教員制が採用されているが、当該大学院生の研究テーマについて複数の見地から多面的な指導を行うことができ、特色ある取組である。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

施設の狭隘という制約のもとで、とりわけ資料室を充実させ、教育・研究のための多面的サービスを提供する取組は評価でき、また、講義・演習等に必要な施設・設備（機器等）はおおむね整備されていると評価できる。ただ、大学院生研究室は、スペース及び研究環境の面で、なお一層の配慮が望まれる。

図書、データベースについては、大学院生の教育目的及び目標の達成の観点から、おおむね整備されていると判断できる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

多様な入学生に対応するカリキュラムの整備に関し、留学生に対しては、外国語による修士コースを設定し、社会人に対しては、キャリア・アップ向けの授業を履修しやすい平日の夜間開講をするなどの配慮がなされている点は、高く評価できる。

論文指導のためのカリキュラムとして、社会人大学院生や留学生など、大学院生が多様化してきたことにも対応する、「研究技法Ⅰ」、「研究技法Ⅱ」が開講され、論文作法の指導がなされ、論文作成と発表の基礎技能の修得をさせていることは、優れた点である。

研究指導教員の体制として、主指導教員1名、副指導教員2名の複数指導教員制が採用されているが、当該大学院生の研究テーマについて複数の見地から多面的な指導を行うことができ、特色ある取組である。

大学院生研究室は、スペース及び研究環境の面で、なお一層の配慮が望まれる。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況」，「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し，それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し，水準を導き出したものを示している。また，特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況

学位論文の作成等に対する指導は，主副3名からなる指導教員（研究指導委員会）体制のもと，「課題研究」及び「課題研究」を通して，研究テーマの設定・変更，日常的な指導，及び，論文執筆前・執筆中における特別な指導がなされており，全体として，適切な指導がなされていると評価できる。

大学院生に対する教育指導については，シラバス（各授業科目の詳細な授業計画）が年度当初に公表され，その上で，ガイダンス及び授業の履修計画に対する指導教員の個別指導がなされており，適切な指導がなされていると評価できる。

学外での研究活動の指導については，一般的に，学内外の研究プロジェクト等への補助的なかたちでの参加を促し，特に高度専門職業人の養成を主眼とする社会人大学院生にはそれにふさわしい社会実践的な研究会への参加を促すなどの指導を行っており，研究活動への動機づけにつき配慮がなされている点は，評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

講義・演習に対する成績評価の方法について，各授業科目の単位の認定は，研究科規程で組織として整備されており，さらに個々の科目については，評価の方法，基準が「講義概要」で明示されることとなっており，成績

評価の基準が設定されている点は，評価できる。

修士論文についての形式的な基準として，言語に関するもの（日本語または英語）は規定され，他方，字数の最低基準は設けられていないが，研究指導委員会においてその点について適宜指導がなされている。

もっとも，成績評価の基準の具体的実施方法については，少人数教育における成績評価のあり方と関連した問題であるが，さらなる検討が期待される。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

施設・設備の活用については，施設狭隘の中で，調査室，国際交流室を設けるなどの取組がなされ，また，オンライン化による資料室の活用の便宜が図られている。講義・演習等に必要な図書，視聴覚教材等の活用については，教員の個人研究室所蔵図書の貸出などの活用がなされている。また，各種データベースの整備，活用も図られており，所定の教育目的及び目標を達成するため施設・設備等の活用が，おおむねなされていると評価できる。

以上の状況から，教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は，教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

研究指導委員会による複数指導体制は，研究指導の方法面からも，特色ある取組である。

少人数教育における成績評価のあり方については，さらなる検討が期待される。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

または社会人入学者であってそのままその仕事を継続している状況である。この 39 名中、新たに就職した者は 21 名、現職を継続した社会人大学院生は 18 名であり、後者の大部分は、修了後、修士号を取得したことによるキャリア・アップが図られており、高度専門職業人養成という教育目的及び目標は、おおむね達成されていると評価できる。

以上の状況から 教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

目的及び目標に照らした達成度の状況

特に優れた点及び改善点等

【要素 1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

特になし。

過去 5 年間の統計から、83 名の修了者中 19 名の大学院生が博士後期課程に進学しており(このうち 16 名は新潟大学大学院現代社会文化研究科に進学し、他には北海道大学、神戸大学等に進学している者がいる)、当研究科教育の相当部分は、高度専門職業人養成を目標としていることから考えれば、研究能力の形成については、おおむね達成されていると評価できる。

修士の学位の取得状況について、平成 9 年度から 12 年度に入学した大学院生に関する統計によれば、入学後 2 年間で相当割合の者がそれを取得していること(例えば、平成 12 年度入学者 21 名中 15 名など、平均で 63%)、また、海外留学、あるいは勤務の都合上でのやむを得ない休学を理由として、多少就学年数が延びる者もいるが、退学者は少なく、最終的には、入学者の大多数が所定の学業を終えて学位を取得しており、所定の教育目的及び目標において意図する教育の成果がおおむね達成されていると評価できる。

【要素 2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

平成 9 年度から 13 年度の 5 年間に修了した大学院生の進学及び就職状況をみると、83 名中 19 名が博士後期課程に進学しており、他方、39 名が、新たに就職するか

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

大学院生の個別授業科目の履修については、「課題研究」及び「課題研究」で、主指導教員と相談して履修計画が立てられている。国際交流協定校への派遣、外国からの留学生向けには、それぞれ履修ガイダンスの実施体制が生まれ、きめ細かなガイダンスが実施されていることは、評価できる。

社会人大学院生に対しては、社会人向けの授業のすべてを平日夜間にも開講することとしていること（大学院設置基準第14条特例に対応する授業）、留学生に対しては、日本語以外の言語での補助教育を行っていることや英語授業のみによる修士コースを設置し英語の授業だけで修了要件単位を修得できるようにしたことなど、多様な大学院生に対するより、効果的な教育支援体制が整備されていることは、評価できる。

インターンシップ（学生が在学中に企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと）に対する支援は、現在、短期留学推進制度で留学した一定の留学生に限られており、日本人大大学院生について、その制度がないことは検討の余地がある。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

施設の狭隘・設備の不足の状況下で、大学院生研究室の設置、及び調査室、国際交流室などの新設は評価でき

るが、大学院生研究室は、学習スペース及び研究環境の面で一層の配慮が望まれる。

資料室が、社会人大大学院生のために午後10時まで開室時間を延長がなされている点は、評価できる。

大学院生研究室にLAN接続端子を設置し学術情報の収集のための整備がなされている。また、学習スペースに問題はあがるが、資料閲覧室、資料整理室において外国雑誌の備え付け、外国資料室の設置など国際化に対する学習環境の整備・活用に関する取組の努力が認められる。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

特になし。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素 1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織としての教育活動を評価する体制について、内部では、学部評価委員会が自己点検・自己評価機関として常設され、平成 4 年度以降、平成 6 年度、平成 9 年度、平成 13 年度と継続的に自己点検・自己評価を行い、これを報告書『教育・研究の現状と課題』として 4 号にわたり刊行している点は、優れている。

また、外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成 11 年度に当該分野の専門家による評価であるピアレビューを実施し(グレード評価をしている)、その結果を報告書『外部評価実施報告書 - 教育・研究の現状と課題 - 1999 年 3 月』として公表し、また、公開講座シンポジウムの場で地域住民、自治体側の意見を聞く機会を設けるなど、外部からの教育活動の評価・検証が十分なされていると、高く評価できる。

研究科という少人数教育の場であるがゆえに、大学院生による授業評価アンケートを実施することには困難な面があり、研究科における個々の教員の教育活動の評価をどのようにして行うかについては、なお課題として残っている。

また、修了者の就職先のアンケート実施が可能かどうか、可能な場合どのような方法によるかの検討が期待される。

夜間主コース在籍の学部学生に対しては懇談会を開催

し、教育等に関する要望等を聞く機会を設けているが、社会人大学院生に対しては同種のを開催していないということであり、教育活動評価の面から、なお努力が期待される。

【要素 2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムとして、各種評価結果に基づき将来構想委員会が基本計画を策定し、学務委員会及び F D チームが改善を図るという方法をとっている。

評価結果を組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

継続的に自己点検・自己評価を行い、公表していることは、優れた点である。

外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成 11 年度に当該分野の専門家によるピアレビューを実施しており、高く評価できる。

評価結果を組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

専攻の編成において、法コミ専攻の設置は特色のある取組である。ただし、法コミ専攻は志願者が少なく、今後、その専攻の性格をより分かりやすく知らせる努力が期待される。

国際化への対応、高度専門職業人育成などの教育目的を達成するため、外国人、実務経験者の教員採用が積極的になされている点は、優れている。

地域社会の要求に応えるため、社会人特別選抜制度を採用し、高度専門職業人育成に配慮している点は、特色ある取組である。

過去の入学試験問題については、情報入手の方法が制限されており、検討の余地がある。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2. 教育内容面での取組

多様な入学者に対応するカリキュラムの整備に関し、留学生に対しては、外国語による修士コースを設定し、社会人に対しては、キャリア・アップ向けの授業を履修しやすい平日の夜間開講をするなどの配慮がなされている点は、高く評価できる。

論文指導のためのカリキュラムとして、社会人大学院生や留学生など、大学院生が多様化してきたことにも対応する、「研究技法Ⅰ」、「研究技法Ⅱ」が開講され、論文作法の指導がなされ、論文作成と発表の基礎技能の修得をさせていることは、優れた点である。

研究指導教員の体制として、主指導教員1名、副指導教員2名の複数指導教員制が採用されているが、当該大学院生の研究テーマについて複数の見地から多面的な指導を行うことができ、特色ある取組である。

大学院生研究室は、スペース及び研究環境の面で、なお一層の配慮が望まれる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

研究指導委員会による複数指導体制は、研究指導の方法面からも、特色ある取組である。

少人数教育における成績評価のあり方については、さらなる検討が期待される。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

4. 教育の達成状況

平成9年度以降4年間の入学者の統計では、入学後2年間で63%の者が修士の学位を取得し、他の者も大部分

は学業を終え、修士の学位を取得している状況である。

平成9年度から13年度の5年間に修了した83名の大学院生は、4分の1程度の者が博士後期課程に進学している。他方、相当数の者が新たに就職ないし現職を継続しているが、現職継続にあたる社会人大学院生についても、その大部分は、修了後、キャリア・アップが図られており、高度専門職業人養成という教育目的及び目標は、おおむね達成されている。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5. 学習に対する支援

社会人大学院生に対しては夜間授業が、留学生に対しては日本語以外の言語での補助授業や外国語によるコースが設置されており、多様な大学院生に対する、より効果的な教育を行う支援体制が整備されている。

学習環境の整備・活用に関しては、学習スペース及び環境の面で一層の配慮が望まれる。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

継続的に自己点検・自己評価を行い、公表していることは、優れた点である。

外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成11年度に当該分野の専門家によるピアレビューを実施しており、高く評価できる。

評価結果を組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該対象組織に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該対象組織からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 教育の実施体制</p> <p>【評価結果】</p> <p>【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況</p> <p>特に、法コミ専攻の設置は特色あるもので、現代社会の国際化、情報化、地域化、法化に対応できる高度な専門的知識・能力を有する実務家の養成に重点を置く当研究科の教育目的及び目標の実現のため必要な専攻の整備がなされていると判断できる。ただし、法コミ専攻は志願者が少なく、今後、<u>専門科目の位置づけを明確にするなどにより</u>、その専攻の性格をより分かりやすく知らせる努力が期待される。</p> <p>特に優れた点及び改善点等</p> <p>専攻の編成において、法コミ専攻の設置は特色ある取組である。ただし、法コミ専攻は志願者が少なく、今後、<u>専門科目の位置づけを明確にするなどにより</u>、その専攻の性格をより分かりやすく知らせる努力が期待される。</p> <p>【意見】 下線部を削除する。</p> <p>【理由】 法コミ専攻は、平成11年度に新設された専攻であり、開設にあたって専門科目の位置づけは明確にしてある。したがって、専門科目の位置づけを明確にするという問題としてでなく、情報公開及び履修指導の問題として受けとめ、適切な情報公開に努めるとともに、学生への履修指導態勢の充実を図りたい。</p>	<p>【対応】 申立てのあった箇所（左記下線部）を削除した。</p> <p>【理由】 申立てのとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 教育方法及び成績評価面での取組</p> <p>【評価結果】 特に優れた点及び改善点等 少人数教育における成績評価のあり方については、<u>検討が期待される。</u></p> <p>【意見】 下線部を評価結果(本文6頁)【要素2】最終段落「もっとも、成績評価の基準の具体的実施方法については、少人数教育における成績評価のあり方と関連した問題であるが、さらなる検討が期待される」と同じく、「さらなる検討が期待される」とする。</p> <p>【理由】 下線部のように「検討が期待される」とだけ記述した場合、まったく検討がなされていないような誤解を与える。</p>	<p>【対応】 下記のとおり修正した。</p> <p>少人数教育における成績評価のあり方については、さらなる検討が期待される。</p> <p>【理由】 申立てのとおり。</p>

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

本研究科は、平成 16 年 4 月に新潟大学法科大学院が設立されるに伴い、改組する。

新潟大学法科大学院は、21 世紀の法化社会で求められている法曹、特に、北陸・北関東・東北日本海側地域において「社会生活上の医師」として活躍しうる法曹として必要な専門的資質・能力の習得と人間性及び専門職業人としての倫理観の涵養・向上を図る。専門的な法知識の確実な習得に加え、既存の判例・学説等を批判的に検討し、発展させる創造的な思考力、事実に即した具体的な法的問題の解決に必要な法的分析能力や法的議論の能力等を備えた人材を、理論的教育と実務的教育とを架橋した教育により育成する。また、先端的な法領域の基本的な理解を促し、社会に生起する様々な問題に広い関心を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観を修得させる。

この教育目的の達成のために教育課程は 3 年課程を原則とする。法科大学院設置基準に基づき、教員定員の 20% 以上を実務家専任教員とする。また、実社会への貢献を行う機会を提供し、地域特有の法律問題への対応能力を実務に即して涵養することを目的として、平成 18 年度に法学部付属地域法実務センター（平成 15 年概算要求事項）を法科大学院付属に改組すると同時に、同センター内に新潟大学法律事務所（仮称）を設置する。

本研究科は、このような法科大学院の設立に伴い、教育目的・目標を見直して、改組を行う。改組後の本研究科は、(1)21 世紀の法化、国際化、情報化、地域化した社会で活躍しうる、「政策立案・企画調整」の高度な専門的知識・能力を具えた公務員や企業人を養成すること、(2)従来の日本研究の領域で日本の学位を取得することを目的とした留学生に対して、日本語による高等専門教育（研究者養成目的を含む）を実施すること、(3)具体的な職業上の目的を持った留学生や日本人に対して、英語による高度専門職業人教育を実施すること、を教育の基本的な目的とする。

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。